

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	上球磨地域包括支援センター
所在地	熊本県球磨郡多良木町多良木 4210
連絡先	TEL 0966-42-6006 FAX 0966-42-6008
代表者	球磨郡公立多良木病院企業団企業長 高森 啓史
管理者	永瀆 慶尚
営業日	月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
サービス提供実施地域	多良木町、湯前町、水上村

2 職員体制、業務内容

職 種		職務内容
主任介護支援専門員	1名以上（常勤）	それぞれの専門性を活かしながら、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を行います。
社 会 福 祉 士	1名以上（常勤）	
保 健 師 経 験 あ る 看 護 師	1名以上（常勤）	

3 事業の目的・運営方針

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を維持し自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものです。

利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供いたします。

介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定サービス等が特定の種類又は特定の指定サービス事業者に不当に偏ることのないように、公平中立に行います。

事業の運営に当たっては、居宅介護支援事業者、指定サービス提供事業者、介護保険施設、住民などによる自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携を図ります。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

〈サービス内容〉

①介護予防サービス計画の作成

契約者の過程を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス、その他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。

②介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

契約者、その他の代理人等及びサービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握すると共に、介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス事業所等との連絡調整を行います。

③介護予防サービス計画の変更

契約者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。

④介護予防サービス計画の評価

担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了する時は、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

〈サービス利用料金〉

介護予防支援等に関するサービス利用料金については、事業者が法律の規定に基づき介護保険から当該サービス利用料金に相当する給付を受領する場合（以下「法定代理受領」という）、契約者の自己負担は生じないものとします。

契約者が介護保険料を滞納している場合、その他の理由により事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者はサービス料金の全額を一旦お支払いただきます。

国の制度改正に基づき、当事業所は職員の処遇改善を目的とした 介護職員等処遇改善加算（2.1％）を算定します。本加算は介護保険給付に上乗せして国民健康保険団体連合会へ請求します。料金につきましては、下記料金表に記載している通りです。

法定代理受領に係る給付実績等の請求は、関係法令を遵守し、当事業所が熊本県国民健康保険団体連合会へ行うものとします。

内 容	料 金
介護予防支援費・ケアマネジメント A	4, 5 1 0 円
ケアマネジメント B	3, 4 8 0 円
初回加算を含めた金額	7, 5 8 0 円
委託連携加算を含めた金額	1 0, 6 4 0 円

5 秘密の保持と個人情報保護について

(1) 事業者及び事業者の使用する者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する地域包括支援センターとしての提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。当該計画は定期的に見直しを行い、必要に応じてその変更を行います。

7 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：永濱 慶尚
-------------	-----------

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施します。

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

(4) 当該事業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報し必要な協力を行います。

9 公正中立性の確保

当事業所の訪問型サービス(独自)、通所介護型サービス(独自)、予防福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。公正中立的な立場でサービス内容を提示し、利用者の選択により事業所を選定します。

1 0 サービスの苦情相談窓口

提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス計画に基づいて提供された指定サービス等に関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

介護予防支援等に関する相談、苦情について

【センターの窓口】	所在地 球磨郡多良木町多良木 4210 電話番号 0966-42-6006 FAX 番号 0966-42-6008
【町村の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の介護保険担当部署の名称)	多良木町役場 (福祉課) 所在地 球磨郡多良木町多良木 1648 電話番号 0966-42-1255 湯前町役場 (保健福祉課) 所在地 球磨郡湯前町 1984 電話番号 0966-43-4112 水上村役場 (保健福祉課) 所在地 球磨郡水上村岩野 90 電話番号 0966-44-0313
【公的団体の窓口】	熊本県国民健康保険団体連合会 所在地 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番地 10 号 電話番号 096 - 365 - 0811

1 1 重要事項説明

介護予防支援等の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

＜住 所＞熊本県球磨郡多良木町多良木 4210 番地

＜名 称＞上球磨地域包括支援センター

＜代表者名＞高森 啓史

＜説 明 者＞

上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

＜住 所＞

熊本県球磨郡

＜利用者氏名＞

印